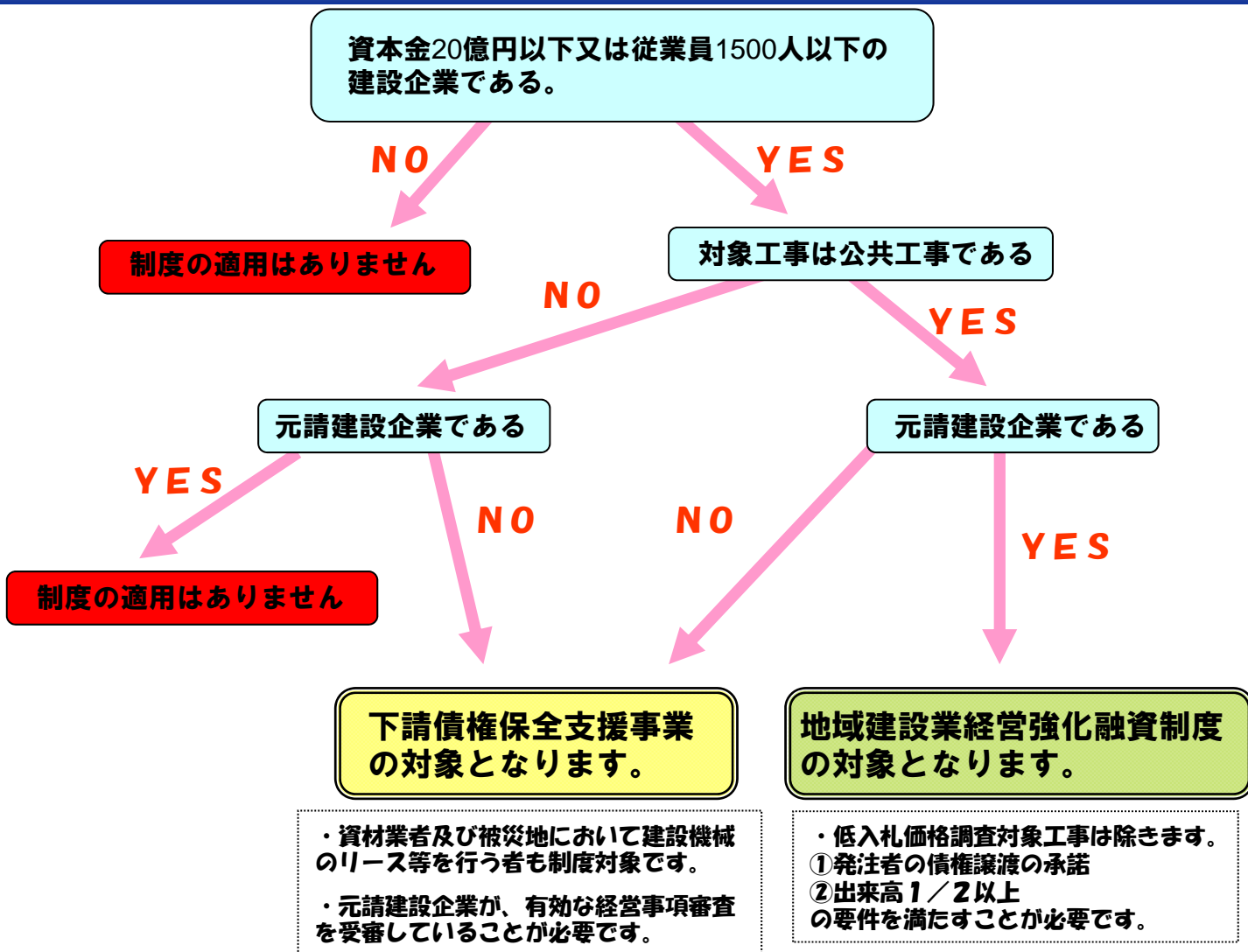


金融支援事業適用フロー図



* 制度適用にあたっては、各事業協同組合等又はファクタリング会社へお問い合わせ下さい。
 * 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象となります。

制度適用のメリット

下請債権保全支援事業	地域建設業経営強化融資制度
<p>【債権支払保証事業】 保証料の2/3の助成：上限年利3% (別途利用料年利1%が必要) 手形の資金化可能(一部ファクタリング会社のみ)</p> <hr/> <p>【債権買取事業】 買取料の2/3の助成：上限年利3% (別途利用料年利1%が必要) 債務者の倒産時にも買い戻し不要 (対象企業) ①被災地域に主たる営業所を有する下請建設企業等 ②被災地域において工事及び災害廃棄物の撤去等を行う下請建設企業等</p>	<p>調達金利への助成：上限年利0.5% 融資事業者に対し、出来高査定経費の助成：上限8万円 経営事項審査の評価UP：負債合計額からの控除 出来高を超える部分についても資金調達可能 (金融機関からの融資となります。) *公共工事には、病院、福祉施設、PFI等の公益的民間工事及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者を含みます。</p>